

令和5年度 新十津川町職員

採用資格試験案内

〔 建築技術職 〕

受付期間 令和 4年 8月15日（月）から

令和 4年 9月15日（木）まで

試験日 令和 4年10月 2日（日）

試験会場 新 十 津 川 町 役 場

令和 4年 8月 4日
新 十 津 川 町

〒073-1103 樺戸郡新十津川町字中央301番地 1
(電話 0125-76-2131)

この試験は、新十津川町職員の「建築技術職」の採用試験です。

1 採用職種、人数及び受験資格

職 種	採用予定 人 数	受験資格※
建築技術職	1 名	昭和63年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかの要件に該当する者 1 学校教育法に基づく高等学校以上を卒業した者で、1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士のいずれかの免許を有する者又は令和5年3月31日までに取得見込みの者 2 学校教育法に基づく大学（短大を除く。）において建築技術の専門科目を履修し卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者

※ ただし、日本国籍を有しない者又は地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者は受験できません。

2 試験内容

適性検査

専門試験

集団討論試験（受験者が少数の場合はプレゼンテーション試験）

面接試験

※受験者多数の場合は、1次試験として適性検査、専門試験、集団討論試験を実施し選考した上で、2次試験として個人面接試験を別に日時を定めて実施する。

3 試験日及び会場

(1) 試験日 令和4年10月2日（日）

(2) 会 場 新十津川町役場

※同日に行われる新十津川町職員の「土木技術職」の採用試験と合同で実施します。

4 試験合格発表

合格者に直接通知します。

5 採用（予定）年月日

令和5年4月1日

6 給与

初 任 給 ※民間企業等における経歴を換算する制度があります	182,200円	ただし、令和4年4月1日現在の学歴免許が大学卒の初任給基準額
	163,100円	ただし、令和4年4月1日現在の学歴免許が短期大学卒の初任給基準額
	150,600円	ただし、令和4年4月1日現在の学歴免許が高校卒の初任給基準額
手 当 等	住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。	

7 申込方法等

(1) 申込方法

次の書類を直接又は郵送により提出してください。

ア 採用資格試験申込書（指定様式）

イ 履歴書・自己紹介書（指定様式）

ウ 学校基本法に基づく最終学歴の成績証明書（学校に成績記録が残されていない等、やむを得ない理由により成績証明書の取得ができない場合は、卒業証明書）

エ 建築士免許証又は建築施工管理技士免許証の写し（免許を有する者に限る。）

(2) 申込受付期間

令和4年8月15日（月）から令和4年9月15日（木）まで

郵送の場合は、令和4年9月15日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(3) 申込書等様式

新十津川町役場総務課総務グループへ直接請求するか、町のホームページ※からダウンロードしてください。

なお、様式の郵送を希望する場合は、封筒の表に「町職員採用資格試験申込書等請求（建築技術職）」と朱書きし、返信用封筒（A4判が入る大きさで、宛名を明記し、120円切手を貼付）を同封したものを送付してください。

※町ホームページ

下記URLか右のQRコードで検索してください。

<http://www.town.shintotsukawa.lg.jp/hotnews/category/283.html>



【申込書等の提出及び請求先】

〒073-1103 北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地 1

新十津川町役場総務課総務グループ

8 その他

- (1) 採用資格試験申込書の受付後に、受験票を送付します。受験票には所定の欄に写真を貼って試験当日に持参してください。(試験日の3か月以内の帽子をつけない上半身を写したもの。)
- (2) 受験の際には、HBの鉛筆を使用するので忘れずに持参してください。

9 問い合わせ先

新十津川町役場総務課総務グループ

〒073-1103 樺戸郡新十津川町字中央301番地 1

電話 0125-76-2131